

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第526号 この資料は全部お読みいただいて120秒です。

今回のテーマ： ベネッセ事件を機に再考する個人情報保護対策

2014年6月に(株)ベネッセコーポレーションにおける個人情報の漏洩事故が発生し、個人情報が流出した場合の影響の大きさが改めて認識されました。親会社である(株)ベネッセホールディングスは2014年9月10日のプレスリリースで、2,895万件の個人情報が漏洩した旨の発表を行っており、2015年3月期の第1四半期に連結で計上した「情報セキュリティ対策費」は260億円に上っています。個人情報が漏洩した場合、個人情報保護法違反による行政罰だけでなく、プライバシー侵害による損害賠償、社会的な信用失墜、苦情対応、その後の対策費用など、その影響は計り知れません。

個人情報の管理方法

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成21年10月9日厚生労働省・経済産業省告示第2号）」では、多くの個人情報を取扱う事業者に対して、右表の安全管理措置を求められています。個人情報保護法が、2005年4月に全面施行された際に、自社の個人情報保護の対策を行ったと思われませんが、今回の事件を機に、個人情報を取扱う事業者は勿論のこと、それ以外の事業者も、自社の状況を担当者に確認させ、適切な対策が講じられているか再検討する必要があります。

効果的かつ効率的な対応

安全管理措置は、組織的（規程等の整備・運用・監視）、人的（従業員等との契約や従業員等への教育訓練等）、物理的（入退室管理や盗難防止策）、技術的（個人データへのアクセス制御など）と大きく4つに分類されています。この分類に従って、自社の状況の整理をすることがまず第一歩になります。

また、個人情報漏洩事故の大半は、人的な故意又は過失からきています。そういった意味では、人的安全管理の「従業員に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施」によって、従業員の意識を高めておく必要があります。トップダウンで社長自ら個人情報保護の重要性を従業員に伝えることがポイントです。

表 個人情報保護対策のチェックポイント

組織的安全管理	技術的安全管理
<input type="checkbox"/> 安全管理措置を講じるための組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用 <input type="checkbox"/> 取扱状況を一覧できる手段の整備安全管理措置の評価、見直し及び改善 <input type="checkbox"/> 事故又は違反への対処	<input type="checkbox"/> アクセスにおける識別と認証 <input type="checkbox"/> アクセス制御 <input type="checkbox"/> アクセス権限の管理 <input type="checkbox"/> アクセスの記録取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策 <input type="checkbox"/> 移送・送信時の対策 <input type="checkbox"/> 取り扱う情報システムの動作確認時の対策 <input type="checkbox"/> 取り扱う情報システムの監視
人的安全管理	物理的安全管理
<input type="checkbox"/> 雇用契約時における従業員との非開示契約の締結、及び委託契約等（派遣契約を含む。）における委託元と委託先間での非開示契約の締結 <input type="checkbox"/> 従業員に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施	<input type="checkbox"/> 入退室管理の実施 <input type="checkbox"/> 盗難等の防止 <input type="checkbox"/> 機器・装置等の物理的な保護

お見逃しなく！

2015年10月から個人番号（マイナンバー）が本人へ通知され、2016年1月から「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の運用が始まります。企業では源泉徴収や社会保険など各種申告に従業員、パート社員、アルバイトなどのマイナンバーが必要になり、すべての企業はこのマイナンバーが漏れないように厳重に管理する必要があります。個人情報取扱事業者に該当しない会社も、マイナンバー制度の導入前に個人情報保護の対策ができるようなスケジュールを組んでみてはいかがでしょうか。